

岡山県公報		発行 岡山県		目次	
				目次	
岡山県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則 （県例規集登載）		経営支援課		林業種苗法に基づく生産事業者の登録	
保安林の指定予定		治山課		建築基準法に基づく公開による意見の聴取	
保安林の指定施業要件の変更予定		〃		開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了	
〃		〃		〃	
道路の区域変更		道路整備課		〃	
港湾施設の貸付けの一部改正		港湾課		〃	
【公告】		総務学事課		公共施設に係る開発行為に関する工事の完了	
令和元年度公文書の開示の実施状況		〃		一般競争入札の実施	
令和元年度個人情報保護制度の運用状況		県民生活交通課		【議会】	
特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請		耕地課		令和元年度公文書の開示の実施状況	
土地改良区役員の退任及び就任届		〃		令和元年度個人情報保護制度の運用状況	
〃		〃		【選挙管理委員会】	
土地改良区の定款変更の認可		〃		政治団体の名称等の公表	
〃		〃		政治団体の代表者等の異動	
〃		〃		政治団体の解散	
〃		〃		資金管理団体の名称等の公表	
〃		〃		資金管理団体の指定取消し	
〃		〃		【監査委員】	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃		外部監査人補助者の告示	
〃		〃			

◎岡山県規則第五十号

岡山県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年五月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

岡山県中小企業高度化資金貸付規則（昭和四十二年岡山県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別表第三第一号中「二十人以下」を「二十人」に、「常時使用する従業者の数が五人以下」を「五人」以下」に改め、「。以下同じ」を削り、「〇・四五％」を「〇・三五％」に改め、同表第二号から第四号までの規定中「〇・四五％」を「〇・三五％」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の岡山県中小企業高度化資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以降に貸し付ける貸付金について適用し、同日前に貸し付けた貸付金については、なお従前の例による。

◎岡山県告示第三百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

令和二年五月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

小田郡矢掛町浅海字高柳一八七三、一八七五、一八七六、字丸山一八七七、一八七八の一、一八八三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び矢掛町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第三百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があつた。

令和二年五月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
久米郡美咲町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（1）主伐に係る伐採種は、定めない。

（2）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（3）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び美咲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第三百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和二年五月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
赤磐市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かんよう}

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（1）主伐に係る伐採種は、定めない。

（2）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（3）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び赤磐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第三百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和二年五月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三七四号
- 三 道路の区域

区 域		新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
美作市中河内字竹ノ久保五〇六番一地从先から 勝田郡勝央町黒土字大河内七七八番三地从先まで		新	一〇・〇ㇿ 一三六・〇	八八九九・〇
勝田郡勝央町黒土字羽入田七九六番一地从先から 勝田郡勝央町黒土字大河内七七八番三地从先まで		新	八・五	一六〇・〇
美作市位田字才ノ元七六七番一地从先から 勝田郡勝央町黒土字大河内七七八番三地从先まで		旧	一〇・〇ㇿ 一三六・〇	五九三六・五
勝田郡勝央町黒土字羽入田七九六番一地从先から		旧	八・五	一六〇・〇

勝田郡勝央町黒土字大河内七七八番三 地 先 ま で

◎岡山県告示第三百三十三号

平成二十六年岡山県告示第百八十八号（港湾施設の貸付け）の一部を次のように改正し、令和二年六月一日から施行する。

令和二年五月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

三の3に次の一表を加える。

(3) 玉島ハーバーアイランド七号ふ頭

名 称	岸 壁		数 量	摘 要
	二〇八・〇メートル	三二〇・〇メートル		
アンローダ	二基			
ミールローダ	一基			
シップローダ	一基			
ベルトコンベヤ	一式			
荷役機械基礎	一式			
船舶給水施設	四箇所			
その他附帯施設	一式			受変電施設等

〔二一四〕岡山県行政情報公開条例（平成八年岡山県条例第三号）第二十八条の規定により、平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの間の各実施機関における公文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

令和二年五月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 公文書開示請求件数

1 請求件数

一、二八五件

2 処理状況

開示

七六三件

一部開示

四三〇件

非開示

九件

公文書不存在

三八件

対象外

一件

取下げ

四四件

3 実施機関別内訳

知事

九七九件

教育委員会

四六件

選挙管理委員会

一三件

人事委員会

一件

警察本部長

一二一件

公営企業管理者

一二二件

公立大学法人岡山県立大学

三件

二 審査請求件数

六件

〔二一五〕岡山県個人情報保護条例（平成十四年岡山県条例第三号）第四十八条の規定により、平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの間の各実施機関における個人情報保護制度の運用状況を次のとおり公表する。

令和二年五月二十九日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 個人情報取扱事務の登録件数 一、六八八件

二 保有個人情報開示請求件数

1 請求件数 一五九件

2 処理状況

開示 二三件

一部開示 一二九件

非開示 一件

公文書不存在 五件

取下げ 一件

3 実施機関別内訳

知事 三六件

教育委員会 一件

人事委員会 一件

警察本部長 一二一件

三 保有個人情報訂正等請求件数 二件

四 保有個人情報利用停止等請求件数 ○件

五 簡易な開示請求による開示件数

1 開示件数 三五、一二七件

2 実施機関別内訳

知事 八五件

教育委員会 四、二七一件

人事委員会 二一三件

警察本部長 三〇、五五四件

公立大学法人岡山県立大学 四件

六 審査請求件数 五件

〔二一六〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつた。

令和二年五月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

令和二年五月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人つくし

三 代表者の氏名

豊田 勝彦

四 主たる事務所の所在地

玉野市木目一四六一番地

五 定款に記載された目的

この法人は、障がい者（児）施設のぞみ園、グレイス、ワークのぞみ及びこだまの利用者（児）等の成年後見等に関する事業を行うために、関係専門職との密接な連携による実効ある支援体制を構築し、もって地域社会の福祉向上に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

役員に関する事項、会議に関する事項及び定款の変更に関する事項

〔三一七〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、土地改良区役員の退任及び就任の届出があつた。

令和二年五月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

香々美土地改良区

二 退任及び就任役員

退任役員		就任役員
------	--	------

住所

理事監

氏 名 氏 名

水嶋 一昭
水嶋 一昭
苫田郡鏡野町香々美四八一

理事

中尾 忠志
中尾 忠志
〃
〃
〃
九〇三一—

"

山根隼人
山根隼人
〃
〃
〃
七一七

”

高宮 義和 高宮 義和
〃 〃 〃
一五〇

"

齊藤 明弘
齊藤 明弘
〃
〃
〃
二八八

”

渡辺 琢二
//
//
//
七二七―五

”

産賀 俊佑
〃
〃
〃
二八三一

”

小林 卓也
小林 卓也
〃
〃
〃
四五一

”

高宮 淳
〃
〃
〃
三九九一

”

山根
鼻
〃
〃
〃
六一七

”

水杉 和史 水杉 和史
" "
" "

”

長石 忠彦
〃
〃
〃
九〇七一

”

大林 陽助
〃
〃
公保田四三五

"

赤木 郁夫
〃
〃
〃
三七八

監事

産賀 幹雄
産賀 幹雄
〃
〃
香々美三九

"

渡辺 琢二 渡辺 琢二
" "
" "
七二七―五

”

振角 泰男
〃
〃
〃
一二一〇一

”

谷口 智
//
//
//
八四九

”

〔二一八〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、土地改良区役員の退任及び就任の届出があつた。

令和二年五月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称					
児島湾土地改良区					
二 退任及び就任役員					
退任役員	就任役員	住 所		理事監	理事の別
氏 名	氏 名				
藤原 義則	藤原 義則	玉野市東高崎四〇―一二二			理 事
旗田 守	旗田 守	岡山市南区浦安西町七六一二			
三宅 正義	三宅 正義	〃 〃 宗津八八三			
北尾 修一	北尾 修一	〃 〃 西七区五八九			
西森 一彦	仁科 節夫	〃 〃 内尾六三八			
宮武 博	宮武 博	〃 〃 七四三			
黒田 久夫	黒田 久夫	〃 〃 曾根七一四―三			
国定 豪		〃 〃 藤田三三九			
新井 暁		〃 〃 六〇一			
田口 裕士	田口 裕士	〃 〃 二一七二―二			
	林 良之	〃 〃 二五六			
	牧野 博	〃 〃 五二二			
日笠 享	日笠 享	倉敷市藤戸町藤戸一五五二			
山本 芳和	山本 芳和	〃 〃 一四八三		監 事	
枝廣 政孝	枝廣 政孝	岡山市南区中畦九四三―一			
森藤大五郎	森藤大五郎	〃 〃 藤田七五			

令和2年5月29日 岡山県公報 第12197号

〔二一九〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和2年5月29日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良区の名称

香々美土地改良区

二 認可年月日

令和2年5月21日

〔二二〇〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和2年5月29日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良区の名称

明治土地改良区

二 認可年月日

令和2年5月21日

令和2年5月29日 岡山県公報 第12197号

〔二二二〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和2年5月29日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

吉井川下流土地改良区

二 認可年月日

令和2年5月21日

令和2年5月29日 岡山県公報 第12197号

〔二二二〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和2年5月29日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良区の名称

入真加部土地改良区

二 認可年月日

令和2年5月21日

〔二二三〕 林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定により、生産事業者を次のとおり登録した。

令和二年五月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 登 号 録	生 産 事 業 者		内 生 産 事 業 の 容 容	事 業 所 の 名 称 及 び 所 在 地
	氏 名 又 は 名 称	住 所		
二 美 作 一 十	株式会社 柚	津山市加茂町原口一〇二五	幼苗の育成	株式会社 柚 住 所 地 に 同 じ
岡山二七	尾 崎 勝	岡山市東区谷尻二二五	幼苗の育成 幼苗以外の 苗木育成	尾崎勝苗木畑 住 所 地 に 同 じ

〔二二四〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第十五項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

令和二年五月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 許可しようとする建築物の建築の計画

岡山県知事が第一種住居地域内である美作市入田五反田二九一―三他二十八筆において計画する岡山県美作県民局勝英地域事務所の庁舎用非常用発電機室（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三百三十条の九第一項の表に定める数量を超える危険物の貯蔵に供する建築物）の建築

二 意見の聴取の期日

令和二年六月三日（水曜日）午後一時三十分から午後二時三十分まで

三 意見の聴取の場所

美作市入田二九一―二

岡山県美作県民局勝英地域事務所 別棟二階大会議室

令和2年5月29日 岡山県公報 第12197号

〔二二五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年五月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

美作市豊国原字東門一八六、一一八五一

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

津山市日本原三五二

社会医療法人清風会

理事長 森 崇文

三 許可番号

岡山県指令建指第一五〇号

令和2年5月29日 岡山県公報 第12197号

〔二二六〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年五月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市福井字阿部前七二―三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市総社三丁目一六―二八モンポ三〇二

倉田 剛典

倉田 葉月

三 許可番号

岡山県指令建指第三五三号

令和2年5月29日 岡山県公報 第12197号

〔二二七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年五月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市福井字阿部前七二―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

真庭市湯原温泉一五五―二

芳地 雄士

三 許可番号

岡山県指令建指第三五四号

令和2年5月29日 岡山県公報 第12197号

〔二二八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年五月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市南溝手字新町南四〇六一三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

笠岡市美の浜二一六警察官舎一〇三

岡崎 聖史

岡崎久美子

三 許可番号

岡山県指令建指第三六七号

令和2年5月29日 岡山県公報 第12197号

〔二二九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年五月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市南溝手字新町南四〇六一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市吉岡四二六一ルリアン二〇三

山田 拓未

三 許可番号

岡山県指令建指第三六八号

〔二三〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和二年五月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

美作市豊国原字東門一一八六、一一八五―一

二 公共施設の種類

消防の用に供する貯水施設

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

津山市日本原三五二

社会医療法人清風会

理事長 森 崇文

五 許可番号

岡山県指令建指第一五〇号

〔二三一〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和二年五月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 調達内容

(1) 調達件名

岡山県警察ヘリコプターの12か月特別点検、整備及び修理

(2) 調達業務の特質等

入札説明書及び岡山県警察ヘリコプターの12か月特別点検、整備及び修理作業仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和2年度に県が発注する役務の提供の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和2年岡山県告示第41号（役務の提供の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

岡山県公報 第12197号 令和2年5月29日

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県から岡山県役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 作業を行う工場がアグスタ式A109E型のレオナルド社認定整備工場であること。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）

電話（086）226-7538（直通）

(2) 申請書の提出期限

令和2年6月29日（月） 午後4時

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8512 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課契約担当

電話（086）234-0110 内線2216

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和2年5月29日（金）から同年7月6日（月）まで（岡山県の休日を定める

条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

イ 交付方法

（1）の場所にて交付する。

また，郵送による交付を希望する場合は，交付に必要な期間を十分に考慮し，返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し，（1）の場所に請求すること。なお，交付する入札説明書等は，縦297ミリメートル，横210ミリメートル，重さ200グラムであるので，注意すること。

（3）入札書の受領期限

令和2年7月15日（水） 午後4時

（4）開札の日時及び場所

令和2年7月16日（木） 午前11時

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課分室（岡山県庁地下1階）

5 その他

（1）入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

（2）入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。

（3）契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

（4）入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は，入札書を受領期限までに提出するとともに，入札説明書に示す書類を作成し，令和2年7月6日（月）午後4時までに，入札説明書で示す場所に提出しなければならない。

また，入札参加希望者は，契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められ
た場合には，それに応じなければならない。

（5）入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札，入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は，無効とする。

(6) 契約書作成の要否
要

(7) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Name and quantity of the service to be procured :

12th month special inspection and repair of Okayama Prefectural Police
helicopter

(2) Contract period :

From the date of contract through 31 March, 2021

(3) Fulfillment place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

4:00 P.M. 15 July, 2020

(5) Contact point for the notice :

Finance Section, Okayama Prefectural Police Headquarters

2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8512,
Japan

Telephone : 086-234-0110, Ext.2216

◎岡山県議会公告

岡山県議会情報公開条例（平成十三年岡山県条例第八十四号）第二十八条の規定により、平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの間の岡山県議会における公文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

令和二年五月二十九日

岡山県議会議長 波 多 洋 治

一 公文書開示請求件数及び処理状況	
1 請求件数	七件
2 処理状況	
開示	四件
一部開示	二件
非開示	一件
二 審査請求件数及び処理状況	
1 審査請求件数	〇件
2 処理状況	なし

◎岡山県議会公告

岡山県議会個人情報保護条例（平成十七年岡山県条例第七十九号）第四十七条の規定により、平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの間の岡山県議会における個人情報保護制度の運用状況を次のとおり公表する。

令和二年五月二十九日

岡山県議会議長 波 多 洋 治

一 保有個人情報開示請求件数及び処理状況	
1 請求件数	○件
2 処理状況	なし
二 保有個人情報訂正等請求件数	
3 保有個人情報利用停止等請求件数	○件
4 簡易な開示請求による開示件数	該当なし
五 審査請求件数及び処理状況	
1 審査請求件数	○件
2 処理状況	なし

◎岡山県選管告示第二十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。

令和二年五月二十九日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

一 法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

公職の候補者の氏名及び公職の種類（第二号）

届出年月日

日本政策研究フオ

中島禎孝

井上信也

岡山市北区野田二一七一―一〇一

高井崇志、衆議院議員

令和二・四・二一

ーラム

二 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

届出年月日

H育てる会

瀧本寛

前田勝則

倉敷市水島川崎通一丁目

令和二・四・三

加藤たかし後援会

井上弘志

西克彦

加賀郡吉備中央町吉川一〇三二

〃 四・七

瀧本ひろし後援会

遠藤政男

前田勝則

倉敷市水島川崎通一丁目

〃 四・三

晴れの国の未来をつくる会

早原淳人

日下部雅淑

岡山市北区下石井二一三八商エビル二階UAゼンセン岡山県

〃 〃

支部内

◎岡山県選管告示第二十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつた。

令和二年五月二十九日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

一 政党の支部											
政治団体の名称		代表者の氏名		異動事項		新		旧		異動年月日	
自由民主党西大寺上道支部	小林健伸	会計責任者の氏名		富野雅三		内藤剛		令和二・四・三			
自由民主党御津支部	中務眞次	代表者の氏名		中務眞次		黒瀬秀吉		令和二・四・一九			
〃	〃	会計責任者の氏名		中務眞次		黒瀬秀吉		〃		〃	
二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）											
政治団体の名称		代表者の氏名		異動事項		新		旧		異動年月日	
新しい岡山フォーラム	高井崇志	代表者の氏名		高井崇志		本田和男		令和二・四・一七			
〃	〃	会計責任者の氏名		井上信也		高井明		〃		〃	
岡山県病院政治連盟	難波義夫	〃		板野一郎		中山満		〃		令和二・四・一	
寺林あやの後援会	寺林綾乃	主たる事務所の所在地		岡山市北区大供表町二一六		三		岡山市北区東古松二一一二五〇		令和二・四・二	
〃	〃	代表者の氏名		寺林綾乃		近常俊彦		〃		〃	
〃	〃	会計責任者の氏名		宮本まり子		近常俊彦		〃		〃	

◎岡山県選管告示第二十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

令和二年五月二十九日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

いずみ会

寺林あやの後援会

三谷渡後援会

未来への第一歩

私たちの倉敷市政をつくる市民の会

代表者の氏名

竹原 泉

寺林 綾乃

大本 十九二

岡崎 晋典

清水 善朗

解散年月日

令和元・一二・三一

令和二・四・六

〃 三・三一

〃 三・一九

令和元・一二・三一

◎岡山県選管告示第二十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつた。

令和二年五月二十九日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
瀧本 寛	倉敷市議会議員	H育てる会	倉敷市水島川崎通一丁目	令和二・四・三
寺林 綾乃	岡山市議会議員	寺林あやの後援会	岡山市北区大供表町二一六	〃 四・二

◎岡山県選管告示第三十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があった。
令和二年五月二十九日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健 補

法第十九条第三項第二号の規定による届出

資金管理団体の届

資金管理団体の名称

出をした者の氏名

資金管理団体で

なくなった年月日

寺林綾乃

寺林あやの後援会

令和二・四・六

◎岡山県監査委員告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第一項の規定により、協議が調った、包括外部監査人上坂岳大が岡山県と令和二年四月一日に締結した包括外部監査契約に基づいて行う監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに補助で
きる期間は、次のとおりである。

令和二年五月二十九日

岡山県監査委員 小林 義 明
岡山県監査委員 上 田 勝 義
岡山県監査委員 山 本 督 憲
岡山県監査委員 佐 藤 由 美 子

氏 名	住 所	期 間
奥 谷 恭 子	川西市美山台一丁目三番地の一二四	令和二年五月二十九日か ら 令和三年三月三十一日ま で
難 波 徹	岡山市中区国富一丁目一番七号	
平 野 幸 代	丸亀市南条町五五番地	
鯉 沼 孝 至	福山市東町三丁目四番三号	
板 野 佑 加	岡山市北区平野一〇〇八番地二	
森 雄 彦	浅口市金光町占見新田七七一番地	